

行政書士法人の社員が特定行政書士となつた際の留意点

平成27年12月
日本行政書士会連合会

1. 必要な手続について

行政書士法人の社員が特定行政書士となつた場合、行政書士法人として行政不服申立手続代理業務を取り扱うことができるようになりますが、関係法令により必要な手続が定められていますので、以下の内容を確認の上対応いただきますよう、お願ひいたします。

なお、今後、行政不服申立手続代理業務を目的とする行政書士法人を新たに設立することを検討している会員の皆様につきましては、本会が発行している『行政書士法人の手引き』に加え、以下の内容を参考にして定款を作成し、公証人の認証を受けた上で、法務局または地方法務局で設立登記の申請を行ってください。

(1) 定款の変更

行政書士法人の定款の法定記載事項(絶対的記載事項)には、行政書士法人の「目的」と「社員に関する事項」が含まれています(行政書士法第13条の8第3項)。以下に従って、定款の変更を行ってください。

①目的に関する定め

行政書士法人の目的の項目に、以下の内容を追加してください。

『行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。』

※ 改正行政不服審査法が施行される平成28年4月1日以降は、上記『異議申立て』は『再調査の請求』となります。

②社員に関する定め

特定行政書士である社員については、その氏名の下に以下の内容を追加してください。

『特定行政書士業務に係る特定社員』

(2) 変更の登記

行政書士法人の登記については、組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下「政令」といいます。)により定められています。定款変更をした項目(目的、社員に関する定め)は登記事項として定められており(政令第2条第2項)、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならないこととされています(政令第3条)。

また、変更の登記申請の際には、その変更を証する書面を添付しなければならないこととされています(政令第17条第1項)。

〈社員に関する変更を証する書面〉 ※以下のいずれか

○「特定行政書士付記通知書」の写し

○特定行政書士の研修修了が記載されている「行政書士証票」の写し

〈目的の変更を証する書面〉

○総社員の同意があったことを証する書面及び変更後の定款

なお、政令の規定に違反して登記をすることを怠った場合は、過料に処する旨規定さ

れていますので、十分留意してください（行政書士法第26条第1号）。

（3）日本行政書士会連合会への届出

定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬこととされています（行政書士法第13条の11第2項）。

この変更届には、変更後の登記事項証明書及び定款の写しを添付することとされています（日本行政書士会連合会会則第53条の5第2項）ので、前述の登記から本届出までを、変更の日から2週間以内に行っていただくことになります。

変更手続を進めるに際しては、必要なスケジュールをよく勘案の上で行ってください。

（4）その他

「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であることから、特定行政書士業務を目的に入れるに当たり、行政書士法人の名称及び事務所の名称の変更を検討されている行政書士法人においては、別途、日本行政書士会連合会が定めている「事務所の名称に関する指針」（今後改訂予定）を参照の上、ご対応ください。

2. 「代表者事項証明書」の発行について

行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表することとされていますが、定款の定めまたは総社員の同意によって、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げないとされています（行政書士法第13条の13第1項）。

さらに、特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、当該特定業務に係る特定社員のみが各自行政書士法人を代表することとされていますが、当該特定社員の全員の同意によって、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げないとされています（行政書士法第13条の13第2項）。

この「代表者」に関して、法務局または地方法務局で発行される数種の証明書のうちに「代表者事項証明書」がありますが、今般、法務局のシステム上、行政不服申立手続代理業務に関する特定社員の代表に係る「代表者事項証明書」の発行が可能な状況になるまでに、多少期間を要するとの情報を受けています。

同証明書が必要な場面はあまり想定されませんが（少なくとも本会の手続においては不要です）、行政不服申立手続代理業務に関する特定社員の代表に関する証明が必要な場合には、当面の間、代表である旨の記載がなされる「現在事項証明書」または「履歴事項証明書」を利用するようしてください。

以上